【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（登録の申請）

第六十六条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名又は名称

三　金融商品仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四　委託を受ける金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号ハにおいて同じ。）を行う者に限る。）又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属金融商品取引業者等」という。）の商号又は名称

五　他に事業を行つているときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十六条の四第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二　金融商品仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

３　前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（登録の申請）

第六十六条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名又は名称

三　金融商品仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四　委託を受ける金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号ハにおいて同じ。）を行う者に限る。）又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属金融商品取引業者等」という。）の商号又は名称

五　他に事業を行つているときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十六条の四第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二　金融商品仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

３　前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

（新設）

第六十六条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名又は名称

三　証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四　委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二　証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

③　前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第六十六条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名又は名称

三　証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四　委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二　証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

③　前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第六十六条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名

三　証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四　委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二　証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

③　前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】

（改正後）

第六十六条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名

三　証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四　委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二　証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

③　前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第六十六条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名

三　証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四　委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二　証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

③　前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成16年6月9日 法律第97号】

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第六十六条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名

三　証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四　委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二　証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

③　前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

（新設）